
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.259 2021/2/18

1 食品衛生法第57条に基づく営業届について

2月10日、厚生労働省は、医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。これは、食品衛生法（以下「法」という。）第57条（本通知内での条番号については、令和3年6月1日時点のもの）に基づく営業届に関し、その取扱いを示したものでその主な内容は次のとおり。

(1) 食品衛生申請等システムによる受付等

食品衛生申請等システムによる、法第57条に基づく営業届の受付については、本年2月15日からの利用開始とする。

(2) 法第57条に基づき届出が必要となる営業者

法第57条に基づき届出が必要となる営業（以下「届出業種」という。）については、同条において、「営業（法第54条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）」とされているところです。これまで、法第55条に基づく営業許可を有する事業者（以下「許可営業者」という。）が併せて届出業種を営んでいる場合には、法第57条に基づく届出は不要と説明していたが、改めて精査し、許可営業者であっても、届出業種を営む場合には別途、同条に基づく届出が必要と整理した。なお、複数の届出業種を営んでいる場合は、代表的な業種について届出を求めることとする。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000739246.pdf>

これに関連し、同日、令和2年3月31日付け薬生食監発0331第11号「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類取扱いについて」（厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）の内容について、改正する通知が出された。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000739247.pdf>